

金融検査評定制度（案）

《 パブリック・コメントの概要及びそれに対する考え方 》

● 全般的なコメント

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
1	評定制度の意義	51	新日本監査法人	検査評定制度を創設することは、検査の透明を高めるにとどまらず、検査の実効性・効率性を確保するうえでも有用と考えられる。また、被検査金融機関側にとっても、金融検査の基本原則である自己責任に基づきコンプライアンス・リスク管理態勢の構築・高度化を進めるうえで、大きなインセンティブになるものと思われ、非常に大きな意義があるといえる。	ご意見の趣旨に十分沿うよう、適切な制度運営に努めてまいります。
2	双方向の議論と目線の統一等	17	全国銀行協会	検査受検中における意見交換にあたっては、先般公表された「金融検査に関する基本指針（案）」に示されている「双方向の議論」を徹底願うとともに、評価段階や評価基準、評価結果等への反映にあたっては、そうした議論を踏まえた目線の統一が図られることを希望する。	「双方向の議論」については、今後もその徹底を図ってまいります。 また、金融検査評定制度は、これまでの金融検査と異なる別個の制度ではなく、金融検査マニュアルに基づいて検証した検査結果を段階評価するものです。金融検査マニュアルに基づいた検査も6年目となっており、検査官の間の目線、更に金融機関との間の目線もかなり統一されつつあると受け止めてはおりますが、今後とも、指導・研修等の充実に努めてまいります。
3		37	全国地方銀行協会	2. 各検査官および被検査金融機関の目線の統一 (意見) 評定制度の公平かつ円滑な運用を確保するため、各評価段階の水準について各検査官および被検査金融機関の目線が統一されるよう、十分にご配慮いただきたい。 (※具体的な要望については、意見のポイント別に記載)	
4		39	全国地方銀行協会	(具体的な要望) 試行期間中においては、4月28日に公表された「金融検査に関する基本指針（案）」の趣旨を踏まえ、検査当局と金融機関との「双方向の議論」を徹底し、検査官と被検査金融機関の目線も統一されるよう、十分に配慮いただきたい。	

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
5		2	第二地方銀行協会	<p>評定制度全般について</p> <p>各項目の評定に際しては、機械的・画一的な判断に陥ってはならないとされてはいるが、特に地域金融機関は地域性や規模が区々であり、ビジネスモデルも多様であることから、オフサイト部門との連携を密にすることはもとより、金融機関との「双方向の議論」を十分尽くしていただきたい。そのうえで、評定に当たっては、チェック項目等に記述されている字義通りの対応がなされていない場合にあっても、当該金融機関の規模や特性に応じて十分であるかどうかという観点から適切な判断に努めていただきたい。</p>	
6		65	全国信用金庫協会	<p>1. 評定制度の運用上の留意点について</p> <p>取りまとめていただいた内容については、基本的に賛成いたします。残る大きな問題は、検査の現場での運用です。</p> <p>下記の点は評定制度研究会報告書を踏まえた評定制度案に記載されている事項もありますが、評定制度が究極の目的としている「金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた動機付け」が十二分に到達されるためには、基準の透明性とその基準の適正な運用の2つが重要となりますので、下記の点について、何らかの取組みをお願いいたします。</p> <p>(※「下記」については、意見のポイント別に記載)</p>	
7		66	全国信用金庫協会	<p>評定の技術的なスキルアップもさることながら、報告書記載の趣旨を検査に関わる末端の職員まで浸透するための様々な継続的な取組みを行うこと。</p>	

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
8		56	新日本監査法人	<p>検査官の経験、専門性（特に市場リスク、システムリスク等）等の相違により、担当した検査官によって評価結果が異なることも考えられる。評価結果については、主任検査官と被検査金融機関と合意してしまえばそれで確定してしまうので、その前の段階で、透明性・公平性の確保、恣意性の排除の観点から、検査班とは別の部署による品質管理が必要と考えるが如何か。また、品質管理の観点からは、各財務局との緊密な連携が不可欠であるので、その点についても、制度として明定して頂きたい。</p>	<p>評価結果は主任検査官と被検査金融機関との合意で確定するものではなく、金融機関へ評価結果を通知する際には、バックオフィスによる審査のプロセスを経た上で通知することとなります。また、立入検査において、意見相違となった事項については、意見申出制度に基づいて、検査班とは別の検査局幹部に対して審査を求めることができます。今般、意見申出制度の運用改善として、意見申出審査会にさらに外部の専門家を加え、一層の透明性、公平性の確保を図ったところです。</p> <p>また、財務局職員を含め、検査部局職員に対しては研修等を行い、目線の統一を図ってまいります。</p>
9	規模・特性への配慮等	67	全国信用金庫協会	<p>これまでの金融検査マニュアルに基づく検査のように、評価制度の運用にあっても、金融機関の規模と特性、とりわけ戦略とそれに基づくリスク特性を踏まえた上で、管理態勢の整備状況の評価を行うこと。</p> <p>－ オフサイト・モニタリング等を通じて得たリスク特性について、プレヒアリングの場でお互いに認識を一致させるべきである。</p>	<p>金融検査マニュアルに基づく従来の検査同様、金融機関の規模・特性に応じた対応を図るよう、研修等を通じ、財務局を含め検査部局職員及び金融機関双方への周知徹底を図ってまいります。また、双方向の議論を徹底することにより、金融機関との認識の一致に努めてまいります。</p> <p>検査に際しては、これまでの検査を通じて得られた金融機関の特性等を十分勘案することとします。また、これまで以上に監督との連携も強化し、オフサイト・モニタリング等を通じて得た、各金融機関のリスク・リターン特性を十分に踏まえることとします。</p>
10		59	全国信用組合中央協会	<p>中小企業・個人を対象に組合員の相互扶助を理念に掲げ、非営利で活動している協同組合組織金融機関に、本評価制度を機械的・画一的に適用しないよう、十分留意願いたい。</p> <p>また、信用組合には、職域を営業基盤とするもの、或いは医師・歯科医等の特定業種を営業基盤とするものがある。これら特定の営業基盤を有する信用組合については、そのビジネスモデルが有する特性を十分踏まえた上で、ガバナンス面の評価を行っていただきたい。低リスクであることから、少人数の常勤理事で統治しているという実態もある。</p>	<p>なお、今までも、より実効的かつ効率的な検査を行うために、金融機関の規模・特性等を考慮した上で、検査班の編成や検証項目の指示等を行ってまいりましたが、金融検査評価制度導入後も引き続き、実効的、効率的な検査の実施に努めてまいります。</p>

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
11		64	国際銀行協会	<p>示された検査結果の段階評価制度の採用案を強く支持致します。</p> <p>評定制度の概要で金融機関の規模や特性に応じたリスク管理のあり方を評価し、画一的評価にならないように留意するとあります。</p> <p>このことはオンサイトチェックに際しては、事前に検査対象行の規模や特性を定例の概要報告やオフサイトモニタリングレポートを通じて現状を把握し、それらの情報に基づいて検査プログラムを作成しオンサイトチェックに入るとのことでしょうか。</p> <p>例えば、具体的には現検査マニュアルの市場関連リスク管理態勢の部門で記述あるような、金融機関の類型（GD, CD, EU）を既提出資料より分析し、そのパターンをイメージしそれに沿った検査プログラムを作成することによる方法等。</p> <p>在日外国銀行支店は、世界さまざまな国、地域から進出しそれら銀行業務の展開は多様です。また個々の外国銀行の支店をみても、コングロマリット型、単体型、リテール中心、ホールセール中心、バニラ商品中心、デリバティブ中心等々その業務戦略（個人客重視、市場取引重視など）、取扱商品のリスク度においても多様です。</p> <p>検査評価においては規模や特性を踏まえることとされておりますが、その実効性を高めるためには、事前にある程度の金融機関の類型化がなされ、それに沿った検査プログラムの下でオンサイトチェックに入られることが必要であるかと考えます。</p>	

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
				<p>憂慮する点としましては、仮に規模や特性を踏まえたところの方針下で検査が行われたとしましても、あるベースになるモデル（例えばGD, CD, EU等）及びそのモデルに該当する検査プログラムが存在していなければ、その時々を担当する検査官により評価基準が異なる可能性は避けられないかと考えます。この段階評価制度が公平に運用されるためにどのような実務的な対応を用意されているのかお伺いしたいと思います。</p>	
12	評価根拠の明示	18	全国銀行協会	<p>検査に関する基本指針（案）には、金融庁が被検査金融機関に対して指摘及びそれに対する認識の明確化を行う際には書面を利用するとあるが、評価結果の決定にあたっての具体的根拠についても、立入検査期間中に書面を通じて提示されるか確認したい。</p>	<p>「双方向の議論」の重要性あるいは、指摘及びそれに対する認識の明確化を図る観点から、評価結果の決定にあたっては書面を通じて提示するよう努めてまいります。</p>
13		19	全国銀行協会	<p>金融機関にとってはプラス要素も含めた結果の還元が金融機関の自主的な改善に向けた動機付けにも結びつくものと思料されることから、検査結果通知にあたっては、問題指摘に留まらず、評価結果の判定プロセスや要因についても示されるという理解でよいか確認したい。</p>	<p>金融検査評価制度導入後の検査結果通知については、評価要因等を含めた評価結果が検査結果通知の一部として、被検査金融機関に対し通知されることとなります。なお、この際に通知される評価結果等については、立入検査期間中の金融機関と検査官との双方向の議論を踏まえたものです。</p>
14	事務負担の軽減等	16	全国銀行協会	<p>今般の評価制度の導入にあたっては、被検査金融機関における資料作成をはじめとする作業負担が、従来検査と比べて増大することがないよう、配慮をお願いする。</p>	<p>7月から施行予定の「金融検査に関する基本指針」の規定により、金融機関から資料等を求める場合は、原則として既存資料等を活用することとしているほか、検査効率や双方の事務負担に十分に配慮することとしています。</p>
15		71	全国信用金庫協会	<p>評価制度は金融検査マニュアルと一体的であることから、検査が厳しくなったり、手続きがさらに複雑にならないようにすること。</p>	<p>金融検査評価制度は、これまでの金融検査と異なる別個の制度ではなく、金融検査マニュアルに基づいて検証した検査結果を段階評価するものです。したがって、金融検査評価制度導入後も、検査自体が大きく変わるわけではなく、検査が厳しくなったり、手続きがさらに複雑になるとは考えておりません。</p> <p>いずれにせよ、「金融検査に関する基本指針」にもあるように、検査の補強性、効率性等の原則を踏まえて適切に対応してまいります。</p>

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
16		57	新日本監査法人	従来の検査では、問題点の指摘をしているが、今後は、管理態勢の構築状況を評価するため、問題のないと考えられる部署、規程等の管理状況についても詳細に検証することになると考えられる。そうになると、従来の検査手法では時間が大幅に足りなくなることも想定されるが、検査手法の変更を予定しているのか。	
17	評定段階等	4	第二地方銀行協会	<p>評定方法について</p> <p>評定段階については、少なくとも制度実施当初は、各検査官が一様に適切な評定を行えるかどうか懸念されるため、当面は5段階評価とし、制度の運用状況を見たうえで、よりメリハリの利いた4段階評価に変更すべきではないか。</p>	<p>報告書にもある通り、金融検査評定制度の趣旨からすれば、4段階が適切と考えます。なお、今後、運用状況等を踏まえ、必要があれば、制度の見直しを検討することを排するものではありません。</p>
18		73	全国信用金庫協会	<p>3. 評定段階について</p> <p>評定制度研究会報告書7頁の33項を踏まえた評定制度案では、4段階評価としています。その理由としては、甲乙の明確化と経営改善に向けた動機付け等があげられております。</p> <p>しかし、①評定制度の評価基準では管理態勢を評価対象としていることから定性評価が中心とならざるを得ないこと、②ヒトの評価のブレ、迷いを少なくするためには4段階評価よりも5段階評価が優れていること、③5段階評価であっても経営改善に向けた動機付けに変わりがないこと、さらには④4段階評価の場合、Bランクに集中する可能性が高いこと等から、少なくとも試行期間中は5段階評価若しくは4段階評価のB評価を細分化し、評定制度について金融機関の信頼度が高まった時点で4段階評価とするといった、段階的取組みが必要と考える。</p>	

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
19		1	個人（会社員）	<p>評価段階が A, B, C, D の 4 段階評価との案ですが、この評価だと管理態勢について「強固」「十分な」「不十分な」「欠陥または重大な欠陥」というレベルだけであり、本来経営としても、また積極的なリスク管理として求められる「妥当なレベル」という評価がありません。</p> <p>現状の 4 段階評価では大きく分類して「良し」「悪し」の 2 段階評価と捉えられますので、寧ろ 5 段階評価とし、「妥当なレベル」の段階を中間で設けるべきではないかと思えます。</p>	
20		5	第二地方銀行協会	<p>評価方法について</p> <p>評価段階の水準感に対する共通認識を持つためにも、これまでの検査事例からみた問題点等を例示し、具体的な評価段階（A～D）を示していただきたい。</p>	<p>金融検査評価制度は、金融検査マニュアルに基づく従来の検査同様、金融機関の規模・特性に応じたリスク管理のあり方を評価するものであり、他の金融機関の検査事例を一律に目安とすることは必ずしも適切ではないと考えます。ただし、説明会等の機会を通じてなるべく具体的なイメージを持っていただけるような方策を検討してまいります。</p>
21		62	国際銀行協会	<p>四つの評価段階及び評価結果に応じた検査頻度等の採用を支持いたします。</p> <p>できれば、各評価段階に対応する検査周期の目安を示して頂きたいと存じます。</p>	<p>評価結果による検査についての選択的行政対応は、検査頻度に限らず、検査範囲、検査深度に反映させることとしており、各評価段階に対応する検査周期の目安を示すことは考えておりません。</p>
22		53	新日本監査法人	<p>評価結果と検査周期をリンクさせることのメリットはさまざまであるが、当該結果と検査結果通知の本文との関係を明確にすることが必要である。たとえば、評価結果が、9 項目すべて A、B であれば、検査上の重要な指摘事項はないとの認識で良いか。</p>	<p>評価結果は、検査結果通知の一部として通知されることとなります。</p> <p>「たとえば」以下のご質問については、「重要な指摘事項」の意義が明確になっていないので、回答することが困難ですが、A 評価は、強固な管理態勢が経営陣により構築されている状態であり、B 評価は、十分な管理態勢が経営陣により構築されている状態です。</p>
23		54	新日本監査法人	<p>評価制度は相対評価、絶対評価のいずれに該当するのか。もし、相対評価であれば、いわゆる主要行や地銀、第 2 地銀等に分けて評価基準を設定することになるのか。</p>	<p>もとより、検査及びそれに基づく評価は、当該金融機関の規模・特性を踏まえて行われるものです。特定の業態ごとに画一的な基準を設けるべき性格のものではないと考えます。</p>
24		55	新日本監査法人	<p>ターゲット検査など、全ての評価項目を検査で検証しない場合、部分的な評価を付けるのか、それとも、総合検査のときだけ評価を付けるのか。</p>	<p>部分検査においては、原則として、検証した項目について評価を行います。</p>

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
25	選択的な行政対応への反映等	20	全国銀行協会	<p>評価結果による検査の濃淡の反映については公平性・透明性の確保に努めた運用とともに、金融機関自身の経営改善の動機付けにつながるよう、メリハリのある具体的な内容の明示をお願いするとともに、主要行の通年検査についても見直しを要望する。</p> <p>また、一方で、検査周期への反映にあたっては、被検査金融機関が公表されることにより、風評リスクが生じる懸念も想定されるので、公表方法等については慎重な対応をお願いしたい。</p>	<p>検査は、評価結果だけでなく、オフサイト・モニタリング等を通じて得られた情報や金融機関の規模や業況等を総合的に勘案し、必要に応じて、適時適切に実施するものです。</p> <p>さらに、評価結果を検査の濃淡へ反映する際にも、検査頻度のみではなく、検査範囲、検査深度へも反映させることとしているところであり、ご指摘のようなご懸念は必ずしも当たらないと考えています。また、主要行グループに対する検査において、現状においては、通年検査は重要な役割を果たしていると考えております。</p> <p>なお、検査実施状況の公表は、利用者保護、透明性確保の観点等から行っているものであり、今後も継続してまいります。</p> <p>いずれにせよ、「金融検査に関する基本指針」にもあるように、検査情報の管理については、引き続き徹底を図ってまいります。</p>
26		34	全国地方銀行協会	<p>1. 選択的な行政対応への反映 (意見)</p> <p>評価結果の選択的な行政対応への反映については、金融機関の風評リスクを招かないよう、十分に配慮する必要がある。</p> <p>(※具体的な要望については、意見のポイント別に記載)</p>	
27		35	全国地方銀行協会	<p>(具体的な要望)</p> <p>検査の濃淡のうち、特に検査周期への反映については、被検査金融機関の名称が公表されることで周期の長短が明らかになり、結果として風評リスクが生じる懸念があるため、慎重な検討、対応が必要である。</p>	
28		36	全国地方銀行協会	<p>(具体的な要望)</p> <p>通達案では「評価結果はその後の検査の濃淡に反映させる」とされているが、評価制度について公平性、透明性を確保し、恣意的な運用がなされないよう、十分に配慮願いたい。</p>	
29		6	第二地方銀行協会	<p>検査の濃淡について</p> <p>評価結果に基づき検査頻度に濃淡をつけることは、結局総合評価をマーケットに暗示することになる。当面総合評価を見送ることとした理由から、評価結果を検査頻度にリンクさせることには十分慎重に対応すべきである。むしろ、現在のように制度変更や環境変化が激しい時期においては、検査周期を長くすることが必ずしも金融機関のインセンティブにつながらないことから、当面は、検査頻度以外の評価項目の検査範囲、検査深度で濃淡をつけることが適当ではないか。</p>	

	意見のポイント	提出 番号	法人又は 所属団体名等	意見の概要	回 答
30		52	新日本監査法人	<p>一部には、評定制度の導入によりレピュテーション・リスクを引き起こす可能性が指摘されているが、外部格付機関による勝手格付けの存在やマスコミ等の報道により、そのようなリスクはすでに顕在化している。そこで、被検査金融機関の状況を公正・適切に把握できる立場にある当局が評定を下すことにより、かえって当該リスクを軽減できるものと考えられる。</p> <p>評定結果と検査周期をリンクするにあたっては、平均的な検査周期をベンチマークにするのではなく、たとえば、地方銀行は2年に1度を目安とする等、検査の原則的な周期を明示したほうが良いのではないかと。当局が明示しなくても、マスコミ等が検査周期を集計すれば平均的な検査周期と特定行の検査周期との関係は判明するので、レピュテーション・リスクの観点からは、検査周期の明示は特に問題ないものとする。</p>	

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
31		74	全国信用金庫協会	<p>4. 風評リスクへの対応について</p> <p>評定制度研究会報告書9頁の36項を踏まえた評定制度案では、総合評価がひとり歩きした場合、無視し得ない風評リスクが生じる可能性から総合評価をしないとなっております。</p> <p>評定制度を導入したことが原因で風評リスクが高まることは、評定制度導入の目的とは逆効果の制度となり、決してあってはならないことです。先に金融庁検査局が発表した基本指針に記載されている「情報管理」を徹底することを強く希望いたします。</p> <p>しかし一方で、被検査金融機関名を開示することになっていることから、これを確認することで、検査周期が長い金融機関、短い金融機関が識別できるようになります。したがって、評定制度の導入と併せて、被検査金融機関名の公表のありかたについても、風評リスクが発生しない方策を講じることを併せて強く希望いたします。</p> <p>なお、総合評価は当面の間導入しないということですが、総合評価を導入することの意義、効果の観点から再検討する必要があると考えます。</p> <p>評定制度は金融検査の結果を客観視するものにすぎず、基本は、検査における指摘事項をまとめた検査結果通知書に記載された内容そのものであると考えます。</p> <p>以上の点から、総合評価はそもそも導入すべきではないと考えます。</p>	<p>なお、総合評価の導入については、報告書にもあり、金融検査評定制度導入当初においては各評価項目のウェイトづけが必ずしも容易でなく、また、総合評価がひとり歩きした場合、無視し得ない風評リスクが生じる可能性も現状では排除し切れないとの観点から、当面、導入を控えることとしております。</p>

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
32		76	全国信用金庫協会	<p>6. 検査周期について 検査周期について質問いたします。 評定制度研究会報告書9頁の37項目を踏まえた評定制度案に記載している検査周期とは、総合検査における検査周期のことを意味するのですか、それともテーマ検査における検査周期のことにも含まれているのですか。 総合検査における検査周期と考えた場合、頭の体操ですが、一評定項目だけD評価でその他の8項目はAまたはB評価となった場合であっても、平均より短い検査周期となるのですか。 37項目は例示となっておりますが、考え方をお教え下さい。</p>	<p>報告書9頁37項目については、総合検査をイメージして記載されています。 検査頻度に係る検査周期等の具体的な基準については、金融検査評定制度を一定期間実施した上で実態を踏まえ、決定することとします。</p>
33	施行日等	38	全国地方銀行協会	<p>(具体的な要望) 評定制度の施行時期については平成18年度以降別途定めるとされているが、この前に十分な試行期間を確保し、検査局においてデータやノウハウを蓄積し、各検査官の評定段階の判断についての目線の統一がなされた後に施行していただきたい。</p>	<p>金融検査評定制度の施行期日については、報告書において、「平成18検査事務年度以降、速やかに施行に移す」こととされているところであり、ご意見の趣旨も十分踏まえ、円滑な施行に向けて、検査官の間の目線の統一等、環境の整備に努めてまいります。</p>
34		3	第二地方銀行協会	<p>評定制度全般について 適切な評定を行うためには、十分な評定事例の集積が必要と考えられることから、それに見合う十分な試行期間を設けていただきたい。</p>	
35		70	全国信用金庫協会	<p>評定制度の本格実施を決めるに当たっては、①検査官と金融機関との間で目線の一致が図られるだけでなく、②検査官同士の目線の統一が図られること、③金融機関の評定制度に対する信頼度を勘案した上で決めること。また金融検査マニュアルでの取組みと同様に、検査官同士の目線の統一を図るための環境整備を図ること。</p>	
36		61	全国信用組合中央協会	<p>なお、施行にあたっては、試行期間中の問題点の把握並びにその解消の為に態勢整備が行われた後、これを行うよう配慮願いたい。</p>	

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
37	データやノウハウの還元	21	全国銀行協会	平成 17 検査事務年度中を試行期間とすることとされているが、目線の統一や予見可能性の向上の観点から、金融機関にとって有用な情報等については、施行前に可能な限り還元されることを希望する。	金融検査評価制度は、金融検査マニュアルに基づく従来の検査同様、金融機関の規模・特性に応じたリスク管理のあり方を評価するものであり、他の金融機関の検査事例を一律に目安とすることは必ずしも適当ではないと考えます。しかし、金融改革プログラムに掲げた具体的施策「検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実」の一環として、金融機関にとって有用な情報等については、守秘義務に配慮しつつ、公表を検討していきたいと考えています。
38		40	全国地方銀行協会	(具体的な要望) 検査官と被検査金融機関の目線の統一、および、評価向上に向けた銀行の自主的な取組みを促す等の観点から、試行期間中に蓄積されたデータやノウハウについては可能な限り公表いただきたい。	
39	意見申出制度の改善、今後の見直し等	68	全国信用金庫協会	<p>評価では、検査官のある程度の主観は避けられないものの、金融機関の予見可能性を確保するため、評価の運用手続きのさらなる透明性を確保すること。</p> <p>－ 意見申出制度の運用に当たっては、第三者機関での運用の可能性を検討すべきである。</p>	意見申出制度は、検査班以外の検査局幹部による審理の道を開くことにより、金融検査の質的水準及び判断の適切性について更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的としております。このため、評価に関しても立入検査において認識の相違が認められた場合には、当該制度の対象としています。また、今般、意見申出制度の運用改善として、意見申出審理会にさらに外部の専門家を加え、一層の透明性、公平性の確保を図ったところです。なお、第三者機関への申立制度を設けることとしないのは、金融検査は、いわゆる行政調査（適切な行政上の対応を行うための準備としての調査）の1つであり、行政処分ではないことにより
40		69	全国信用金庫協会	試行的運用期間中は、金融機関の納得性を確保するための意見申出制度の運用もさることながら、その結果を踏まえた運用上の問題を解決するための検討の場を設けること。	試行結果を踏まえ、金融検査評価制度の運用上の問題等の検討は適宜行ってまいります。

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
41		72	全国信用金庫協会	<p>2. ガバナンスの評価について</p> <p>ガバナンスの評価について、評定制度研究会報告書7頁の27項では、「更に、各取締役が職務を遂行できる資質（知識、経験、社会的信用等）を備え、十分な責任感やモラルを有していることが前提となる。」とあります。</p> <p>この点は評定制度案に織り込まれなかった事項の一つですが、ガバナンスにおける立入検査では、基本的に、金融検査マニュアルに記載している内部統制の有効性が十分かどうかを検証するものであり、その前提となる個々の取締役や理事の資質、モラルといったものを対象とすべきではないと考えます。</p> <p>これらの点は、内部統制の有効性の検証において明らかになることであり、今後の評定制度案の見直しに当たっても、あえて「前提」として、立入検査の対象とし、現行の金融検査マニュアルを超えた表現を織り込むべきではないと考えます。</p>	<p>今後、「評定における着眼点（例）」の改訂を行う場合には、ご指摘のようなご意見も参考にさせていただきます。</p>

● 「評価段階及び着眼点（例）」への具体的コメント

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
42	共通	22	全国銀行協会	「金融検査マニュアル」及び「評価における着眼点（例）」については、今後の改定等の際に検査により抽出された主な検証ポイントを反映していただくことを希望する。	「評価における着眼点（例）」等については、今後の検査結果等を踏まえ、適宜、改訂を行ってまいります。
43		23	全国銀行協会	評価上の優先度が◎とされている項目の着眼点については、極力具体的に例示願いたい。 （例）自己査定体制の整備等の状況（45頁） 償却・引当態勢の整備等の状況（51頁）他	ご指摘の項目については、金融検査マニュアルにおいて詳細なチェックリストが設けられていることから評価における着眼点を設けなかったものです。 なお、今後の試行期間中、施行後の検査において評価を行うに当たって有益と考えられる着眼点が認められた場合には、適宜、追加を行い改善を図ってまいります。
44		24	全国銀行協会	着眼点が示されているチェック項目について、評価上の優先度の記載がないものがあるので、明示願いたい。 （例）償却・引当結果の適切性（52頁）他	ご指摘を踏まえ、修正します。
45		41	全国地方銀行協会	3. 評価方法について （意見） 金融検査マニュアルは内部管理態勢の検証等のプロセスチェックが主となり、評価制度においても態勢面を中心に評価を行うべきである。 （※具体的な要望については、意見のポイント別に記載）	報告書において、「評価基準の目線については、プロセス・チェックを基本とする金融検査マニュアルの考え方に則り、管理態勢面に評価の重点を置くもの」と明記しているところです。 なお、ご意見の趣旨については、研修等を通じて検査官に周知徹底を図ってまいります。
46		44	全国地方銀行協会	（具体的な要望） 評価にあたっては、報告書の「管理態勢面に評価の重点を置き、管理の結果については副次的な判断要素にとどめる」との趣旨に鑑み、過去の法令等違反の発生状況や景気下降局面における信用リスクの増大等といった結果よりも、管理態勢の整備状況を重視していただきたい。	
47		45	全国地方銀行協会	4. 金融機関の規模・特性 （意見） 「評価段階及び着眼点（例）」の各項目において「金融機関の規模・特性」を踏まえて管理態勢を検証するとされているが、規模・特性の考え方について透明性、客観性が確保されるよう、ご配慮いただきたい。 （※具体的な要望については、意見のポイント別に記載）	「金融機関の規模・特性」について、一律的な基準を示すことは、却って、機械的・画一的な判断に繋がりがねないことから適切でないと考えます。 なお、検査官による判断の不統一を防止するために研修等を通じて周知徹底を図ってまいります。

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
48		46	全国地方銀行協会	(具体的な要望) 各チェック項目には、ミニマムスタンダードを示す項目(「~しているか」とベストプラクティスを示す項目(「~望ましい」)があるが、ミニマムスタンダード、ベストプラクティスのどちらで評価がなされるのかという点については、金融機関の規模・特性に応じた対応をお願いしたい。	金融検査マニュアルに基づく従来の検査同様、金融機関の規模・特性に応じた対応を図るよう、研修等を通じ、財務局を含め検査部局職員及び金融機関双方への周知徹底を図ってまいります。
49		47	全国地方銀行協会	(具体的な要望) 「評価段階及び着眼点(例)」の21、78頁にはそれぞれ「大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関」「中小規模の金融機関」といった規模・特性に応じた着眼点が表示されている。これらの項目の対象となる金融機関の範囲について、考え方を示しいただきたい。	概ね、「大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関」は主要行及び地域銀行の一部、「中小規模の金融機関」は信用金庫、信用組合及び地域銀行の一部等を念頭に置いています。いずれにせよ、各金融機関の規模・特性を踏まえ、対応すべきものと考えます。
50		48	全国地方銀行協会	(具体的な要望) 評価制度研究会報告書(以下「報告書」)項番20における「リスク・リターン特性に応じたリスク管理のあり方を評価するものであり、機械的・画一的な判断に陥ってはならない」との趣旨が徹底されるよう、「評価段階及び着眼点(例)」にもこの旨を明記していただきたい。	「預金等受入金融機関に係る検査評価制度について」記1. なお書において、「金融検査評価制度の運用に際しては、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」及び「評価制度研究会報告書」に十分留意されたい」と記されており、ご要望の点は、既に織り込まれているものと考えます。 なお、ご意見の趣旨については、研修等を通じて検査官に周知徹底を図ってまいります。
51		7	第二地方銀行協会	評価における着眼点(例)全般について 金融機関自身の経営改善への動機付けという評価制度の意義に鑑み、プラス評価要素をさらに多く挙げていただきたい。	今後の試行期間中、施行後の検査においてプラス評価要素として勘案できる着眼点については、適宜、追加を行い改善を行ってまいります。
52		8	第二地方銀行協会	評価における着眼点(例)全般について 「適切か」「具体的か」「積極的か」という判断基準が多用されているが、検査官の見方の違いにより評価自体にバラツキや乖離が懸念されるので、評価の判断基準・着眼点をできるだけ具体的に示していただきたい。	一律的な判断基準を示すことは、機械的・画一的な判断に繋がりがねないことから適切でないと考えます。 なお、検査官による判断の不統一を防止するために研修等を通じて周知徹底を図ってまいります。

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
53		9	第二地方銀行協会	検査マニュアルのチェック項目について ベストプラクティスとされている項目（「望ましい」とされている項目）は、その性格上、評価の対象外としていただきたい。	金融検査評価制度は、あくまでも従来より行われてきた、金融検査マニュアルに基づく検査の結果を反映させるものであり、評価の段階でベストプラクティスを対象外とするのは適当ではないと考えます。 いずれにしても、ベストプラクティスとされている項目については、金融機関の規模・特性を踏まえて検証することとしています。
54		60	全国信用組合中央協会	「金融機関の規模・特性を踏まえた評価を行う」とされているが、「評価における着眼点」について、協同組合組織金融機関に対する試行結果も踏まえ、必要に応じて更に具体的運用基準を盛り込み、その運用にあたり、解釈等がばらつき、恣意的運用に陥らないよう配慮願いたい。	試行期間中、施行後にかかわらず「評価における着眼点(例)」については、新たに有益な着眼点が認められた場合には、適宜、改訂を行ってまいります。 また、検査官による判断の不統一を防止するために研修等を通じて周知徹底を図ってまいります。
55	1. 法令等遵守態勢	63	国際銀行協会	全体に邦銀のような大組織を対象としているように受け取れますが、どのように外国銀行に運用されるかが不明確と思われまます。 全体に邦銀のような大組織を対象とする文面で、他の項目に散見される「金融機関の規模や特性に応じた」との文言もなく、外国銀行支店に関する運用が不明確と思われまます。本項目の明確化を希望いたします。	法令等遵守態勢については、「評価における着眼点(例)」にも示したように、態勢面の評価については、「金融機関の規模、特性に応じた評価を行う必要があるものの、法令等違反の事実については、金融機関の規模の大小等によって許容されるものではない」と考えます。
56	2. 顧客保護等管理態勢	58	個人（主婦）	金融機関が一般国民や地域住民にとって本当に役に立つ存在であってほしいと考えます。そのため、経営者自身が現場に立ち入って顧客や地域住民のニーズや要望を十分集め実際の経営に反映させているか、経営会議資料を閲覧するのみではなく（部下からの報告を聴くのみで顧客から離れていないか）、経営者へのヒアリングや実際の行動を点検していただき、これを金融機関の評価項目に入れていただくようお願いします。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 (修正前) ・顧客に対するディスクロージャーについては、その内容が、総花的で抽象的なものではなく、顧客の立場に立った具体的で分かり易い内容となっているかなど、その適切性や充実度にも着眼する。 (修正後) ・顧客に対するディスクロージャーについては、その内容が抽象的なものではなく、顧客の立場に立った具体的で分かり易い内容となっているか、顧客の意見等を内容の改訂に反映させる等の顧客のニーズに沿った不断の見直しを行っているかなど、その適切性や充実度にも着眼する。

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
57	2. 顧客保護等管理態勢／Ⅲ. 遵守体制（体制）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況（10頁）	10	第二地方銀行協会	<p>「顧客保護等管理態勢」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価における着眼点（例） <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ. 遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況 2. 「コンプライアンス環境」のチェック <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客に対するディスクロージャーについては、その内容が総花的で抽象的なものではなく、顧客の立場に立った具体的で分かり易い内容となっているかなど、その適切性や充実度にも着眼する。 <p>「総花的」の意味、および当該着眼点の趣旨が不明確であることから、「総花的」という文言について、削除等修正していただきたい。</p>	
58	2. 顧客保護等管理態勢／顧客からの苦情等（12頁）	25	全国銀行協会	<p>顧客からの苦情については、金融機関の認識の確認等を含み、実態等を十分に把握願いたい。</p>	<p>苦情等の発生原因が、金融機関の責に帰すものなのか、または、顧客の勘違いや悪意に基づくものなのかは、検査の過程における被検査金融機関との「双方向の議論」を通じて当然検証されるべき事項であるものと考えています。</p> <p>なお、「双方向の議論」の重要性については、今般の策定された「金融検査に関する基本指針」においても改めて明記されたところであり、その重要性については、検査官に対し周知徹底を図っているところです。</p>

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
59	3. リスク管理態勢（共通）	26	全国銀行協会	<p>リスク管理態勢（共通）のチェック項目については、各リスク管理態勢（信用、市場、流動性、オペレーショナル）と重複している項目が多いことから、リスク管理態勢（共通）と各リスク管理態勢の評定結果の関係を明示願いたい。</p>	<p>今回の金融検査評定制度の枠組みは、基本的には金融検査マニュアルに沿ったものであり、更に金融検査マニュアルにおいてリスク管理態勢（共通編）は、バーゼル銀行監督委員会の「銀行組織における内部管理態勢のフレームワーク」の原則を踏まえて整備されているものです。その内容については、金融機関経営を行うに当たって、当然に行われるべきリスク管理の基本であり、かつ共通の事項について、特に金融機関の取締役自身が認識し、実践していることが求められる項目を中心に定めたものです。また、各リスクカテゴリー毎の検証では捉え切れない事項についても織り込んでいるものです。</p> <p>従って、「評定における着眼点（例）」についても同様の観点から作成されているところです。</p> <p>また、評定項目間における、ある程度の重複については、総合評価を行わない場合には許容されるものであると評定制度研究会においても十分議論されたところです。</p>
60	3. リスク管理態勢（共通）／I. リスク管理に対する認識等（18頁）	11	第二地方銀行協会	<p>「リスク管理態勢（共通）」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評定における着眼点（例） <ul style="list-style-type: none"> I リスク管理に対する認識等 <ul style="list-style-type: none"> 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 経営方針等の策定経緯や取締役の善管注意義務・忠実義務の履行状況等に着眼する際には、取締役会における議論の内容等を議事録によって確認した上で行う。 <p>「議事録等」に修正すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>（修正前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 経営方針等の策定経緯や取締役の善管注意義務・忠実義務の履行状況等に着眼する際には、取締役会における議論の内容等を議事録によって確認した上で行う。 <p>（修正後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 経営方針等の策定経緯や取締役の善管注意義務・忠実義務の履行状況等に着眼する際には、取締役会における議論の内容等を議事録等によって確認した上で行う。

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
61	3. リスク管理態勢（共通）／監査役会等の機能発揮（19頁）	27	全国銀行協会	監査役会等の機能については、監査役による監査が、原則適法性監査を行うものであり、妥当性の監査については限界があることを認識した記載を、評定上の留意点に追記願いたい。	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>（修正前）</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営陣が、自ら認識している弱点の解消を図らず、先送りしている場合や自己査定結果等に不当に干渉している場合には、監査役による牽制機能の発揮状況に着眼する。 <p>（修正後）</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営陣が、自ら認識している弱点に対して経営陣自らの懈怠や自己の責任を回避するためにその解消を図らず、問題の解決を先送りしている場合や自己査定結果等に不当に干渉している場合には、監査役による牽制機能の発揮状況に着眼する。
62	3. リスク管理態勢（共通）／企業風土の醸成（20・21頁）	49	全国地方銀行協会	<p>（具体的な要望）</p> <p>「全ての役職員が、内部管理の構築に何らかの責任を負う態勢」とあるが、「構築」について責任を負うのは代表取締役、取締役会および管理者であり、一般の職員については「内部管理の遵守に責任を負う」とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>（修正前）</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表取締役、取締役会及び管理者は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を有し、また、全ての役職員が、内部管理の構築に何らかの責任を負う態勢となっているかに着眼する。 <p>（修正後）</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表取締役、取締役会及び管理者は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を有し、また、全ての役職員が、内部管理の構築やその遵守に責任を負う態勢となっているかに着眼する。

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
63		75	全国信用金庫協会	<p>5. リスク管理態勢（共通）</p> <p>リスク管理態勢（共通）の20頁から21頁にかけて記載している評定における着眼点（例）では、「また、全ての役職員が、内部管理の構築に何らかの責任を負う態勢」となっておりますが、その意味合いによっては、削除もしくは見直しが必要と考えます。</p> <p>リスク管理態勢は、本部だけにとどまらず、リスクの発生源である現場での管理・セルフアセスメントも重要となります。その意味で、「あらゆる職階における職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を有し」ということについては理解しております。</p> <p>しかし、全ての職員が内部管理態勢の「構築」に責任を負うべきではないと考えます。ただし、この記載の意味が、現場職員であっても、金庫として構築した内部管理態勢の有効性について疑義が生じているときには、管理者に報告する責任があるという意味であれば、理解できます。それ以外であれば、当該記載は、金融検査マニュアルの枠組みを超えており、また過度なリスク管理態勢の構築を強いるものと考えます。</p>	
64	3. リスク管理態勢（共通）／内部監査部門の管理・内部監査の従事者の専門性（22・23頁）	28	全国銀行協会	<p>人材の確保の観点からは、内部監査部門を管理する経営の方針も重要であり、評定上の優先度について修正願いたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「1. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等（3）内部監査部門の管理」における【評定上の優先度】を「◎」に修正します。</p>
65	3. リスク管理態勢（共通）／内部監査計画等（22・24・25頁）	29	全国銀行協会	<p>評定上の優先度については金融検査マニュアルの項目毎に付されていることは認識しているが、ガバナンス上の位置付けが経営陣による統制と内部管理（内部監査）双方にまたがるものについては記載方法を修正願いたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>①「2. 内部監査の独立性（2）内部監査部門の権限及び責任の範囲等」「5. 内部監査計画」「7. 内部監査結果の報告及び問題点の是正（2）問題点の是正」については、【ガバナンス上の位置付け】を「経営陣による統制（内部監査）」に修正します。</p> <p>②「IV. 外部監査（1）会計監査人等による外部監査の実施、（2）会計監査人等の外部監査人と内部監査部門の関係」については、【ガバナンス上の位置付け】を「経営陣による統制（外部監査）」に修正します。</p>

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
66	4. 自己資本管理／評価段階	12	第二地方銀行協会	<p>「自己資本管理態勢」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価段階基準 <p>自己資本管理態勢の A 評価基準において、「その結果、質・量ともに極めて充実した水準」とあるが、自己資本水準が極めて充実しているかどうかは、当該金融機関のビジネスモデルやリスク特性に応じて判断すべきものであり、一概に判断できるものではない。したがって、当該表現は B 評価基準と同様、「自己資本も十分な水準にある」ととどめるべきではないか。</p>	<p>評価段階基準における金融機関の規模・特性には、金融機関が採用するビジネスモデルも包含するものです。これらの特性に照らして強固な管理態勢が構築された上で、それに相応しい極めて充実した水準の自己資本が確保されている場合を「A」評価とするものです。</p> <p>いずれにせよ、ご懸念の点については、研修等を通じて検査官に周知徹底を図ってまいります。</p>
67	4. 自己資本管理態勢	42	全国地方銀行協会	<p>(具体的な要望)</p> <p>「自己資本管理態勢」については自己資本比率の水準および検査前後の自己資本比率の乖離率を評価の対象としているが、これらの数値は評価の目安の一つであり、あくまで内部管理態勢の検証が重視されることを明確化していただきたい。</p>	<p>自己資本比率算定の正確性は、「自己資本管理態勢」の評価を判断する要素の一つであり、また、検査前後の自己資本比率の乖離が生じた要因・背景を十分に把握した上で、総合的に判断する、と記されており、ご要望の点は既に織り込まれているものと考えます。</p> <p>なお、ご意見の趣旨については、研修等を通じて検査官に周知徹底を図ってまいります。</p>
68	4. 自己資本管理態勢／自己資本 (30 頁)	13	第二地方銀行協会	<p>「自己資本管理態勢」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価における着眼点 (例) I. 「自己資本比率の正確性の検証」 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 検査実施後において、自己資本比率の算定の正確性が低いことが判明した場合 (例えば、検査前後の自己資本比率乖離率が 10% 以上の場合) は、評価上マイナスの要素として勘案する。 <p>自己資本比率算定の正確性が低いことの例示として、「自己資本比率乖離率が 10% 以上」が示されているが、自己資本比率が低い金融機関ほど自己資本比率乖離率は大きくなりやすいことから、基準設定に当たっては、試行期間における分布状況等を踏まえ、十分慎重に判断していただきたい。</p>	<p>ご意見については、検査前後の自己資本比率の乖離が生じた要因・背景を十分に把握した上で、総合的に判断する、と明記しているところです。</p> <p>また、報告書において、「金融検査は、金融機関の規模や特性、特にリスク・リターン特性に応じたリスク管理のあり方を評価するものであり、機械的・画一的な判断に陥ってはならない」と明記しているところです。</p> <p>加えて、「検査前後の自己資本比率乖離率が 10%」があくまでも目安となる例示であることを明確にするために「例えば」と文頭に明記しているところです。</p> <p>以上のように、ご意見の趣旨については、既に織り込まれているものと考えますが、いずれにせよ、研修等を通じて検査官に周知徹底を図ってまいります。</p>

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
69	4. 自己資本管理態勢、6. 資産査定管理態勢	43	全国地方銀行協会	<p>(具体的な要望)</p> <p>個別大口取引先の債務者区分に関する担当検査官との認識が相違すれば、検査前後の自己資本比率が乖離するとともに、引当金の積み増しも求められることになる。このような場合には、自己資本管理態勢および資産査定管理態勢の評価にあたり、乖離率の大小や引当不足だけに着目するのではなく、それらの発生原因が管理態勢に起因するものかを十分に検証のうえ、評価段階を判断していただきたい。</p>	<p>ご意見については、「資産査定管理態勢」の評価に当たっては、当該金融機関の規模・特性やビジネスモデルを踏まえて行うこととし、総資産分類率・不良債権比率の乖離率や償却・引当額の増加率のみに着目して評価を行うのではなく、乖離が生じた要因・背景を十分に把握し、管理態勢上の問題の有無の把握に留意する、と明記しているところです。</p> <p>従って、ご意見の趣旨については、既に織り込まれているものと考えますが、いずれにせよ、研修等を通じて検査官に周知徹底を図ってまいります。</p>
70	5. 信用リスク管理態勢／Ⅱ. 適切なリスク管理態勢の確立、2. 審査管理 (38 頁)	14	第二地方銀行協会	<p>「信用リスク管理態勢」について</p> <p>○ 評価における着眼点 (例)</p> <p>Ⅱ. 適切なリスク管理態勢の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・零細企業の事業の将来性等に関する「目利き」能力の向上に対する取組みによって融資審査態勢が強化され、問題債権の発生が未然に防止されていると認められる場合等においては、評価上プラス要素として勘案する。 <p>プラス要素として勘案されるためには、どの程度の取組みが必要なのか、ある程度の目安を示してもらいたい (他のプラス要素に関する記述も同様)。</p>	<p>審査能力の向上に係る取組み姿勢等に対する評価は、個々の金融機関の規模や特性、ビジネスモデルに応じて判断するべきものと考えており、一律的な基準を示すことは、機械的・画一的な判断に繋がりがかねないことから適切でないと考えます。</p>
71	6. 資産査定管理態勢／自己査定 (44 頁)	15	第二地方銀行協会	<p>「資産査定管理態勢」について</p> <p>○ 評価における着眼点 (例)</p> <p>Ⅲ. 自己査定体制の整備等の状況等の検証</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自己査定基準の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産ポートフォリオの状況に係る検証に当たっては、特定の業種や特定の地域に与信が多い場合であっても、何らかのリスクヘッジ策が講じられているなど、資産の健全性を確保するための態勢が整備されているかに着目する。 <p>「資産査定」とはあくまでも個別企業の査定の問題であり、当該着眼点は「信用リスク管理態勢」にかかるものと考えられることから、ここでの記載は不要ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、当該記述を削除します。</p>

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
72	6. 資産査定管理態勢／自己査定基準の適切性の検証 (46 頁)	30	全国銀行協会	<p>着眼点(例)の④について、直近の不動産鑑定士による鑑定評価額は当該担保評価額を処分可能見込額とすることが認められており、必要な場合には、当該担保評価額に所要の修正を行っているかを検証することとされている。通常、鑑定評価の前提条件が相違ないことを前提として担保評価額の精度が十分に高いと判断されるものであり、当該事例については本来の趣旨に記載を変更していただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 (修正前)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産担保の処分可能見込額の算出に当たり、鑑定評価額等に対し所要の修正を行うための合理的な基準が整備されているか。 <p>(修正後)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産担保の処分可能見込額の算出に当たり、鑑定評価額等に対し所要の修正を行う必要があるか否かの判断基準や修正を行う際の算定基準が合理的なものとなっているか。
73	7. 市場関連リスク管理態勢／統一的な指標によるリスク量の計測 (59 頁)	31	全国銀行協会	<p>着眼点(例)「いわゆる「統合リスク管理」の観点を～望ましい」の記載については、内容が具体性に欠けること、および「Ⅱ. 1. リスクの認識と評価」における「評価における着眼点(例)」と整合性を確保すべきと思料されることから、「Ⅱ. 1. リスクの認識と評価」における「評価における着眼点(例)」と同様の内容に修正願いたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 (修正前)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評価を行う際には、いわゆる「統合リスク管理」の観点を織り込んだリスク管理体制であることが望ましいが、「統合リスク管理」体制の採用自体に着眼するのではなく、実効性の伴うリスク管理態勢を構築していることが重要であることに留意する。 <p>(修正後)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評価を行う際には、「統合リスク管理」体制の整備状況についても評価上勘案する必要があることに留意する。
74	7. 市場関連リスク管理態勢／情報伝達 (68 頁)	50	全国地方銀行協会	<p>(具体的な要望)</p> <p>評価における着眼点に「システムリスクに関する項目としての色彩が強いため、『市場関連リスク管理態勢』の評価上の優先度としては、低くなることに留意する」とされていることから、表中「4. 情報伝達」の注1欄の優先度の標記は「△(それ以外の項目)」とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、システムリスクに関する項目の優先度を変更します。</p>
75	8. 流動性リスク管理態勢／資金繰りに関する規定の整備 (72 頁)	32	全国銀行協会	<p>金融検査マニュアル上、「逼迫度区分の認識基準」という表現は無いこと、及び逼迫度区分において「定量的な認識基準」(例：ジャパンプレミアムが50bp以上等)を設定することは困難であることから、「逼迫度区分の認識基準」は削除願いたい。</p>	<p>金融検査マニュアルは、「資金繰りの状況をその逼迫度に応じて区分(例えば、平常時、懸念時、危機時等)」しているかという点をチェック項目に記載しているところであり、逼迫度を区分するためには、資金繰り状況と逼迫度区分を対応させた「逼迫度区分の認識基準」が必要であると考えます。</p>

	意見のポイント	提出番号	法人又は所属団体名等	意見の概要	回答
76	9. オペレーショナル・リスク管理態勢／防犯対策 (87・88 頁)	33	全国銀行協会	【ガバナンス上の位置付け】として『経営陣による統制』と記載された項目の中で、「金融検査マニュアルのチェック項目」の記載には『経営陣の関与』を示す記載がない項目がある。「金融検査マニュアルのチェック項目」の記載との平仄統一が望ましい。	「コンティンジェンシープランの策定」の項目で「取締役会の承認」を記載しており、昨今のコンピューターシステムに係る防犯・防災・バックアップ体制の重要性に鑑み、『経営陣による統制』としたところです。